福岡家裁「母の三 三助 で、長男に .影響

決定は昨年12月4日付。 があり、福岡家裁が親権を父親にする決定を出した。 いとして、母親からの親権変更などを求めていた審判 長男(7)と定期的に会う「面会交流」が守られていな 親権を失った父親(41代)が、離婚調停で合意した

会拒否を理由に親権変更を の清源万里子弁護士(大分 権者変更以外に現状を改善 県弁護士会)によると、面 などとした。父親の代理人 する手段が見当たらない」 いという。 裁判所が認めることは珍し 決定によると、父親と母 家裁は、決定理由で「親 を伝えると、2回目は長男 と長男の面会を2回試行。 年9月に家裁に親権者の変 が嫌がった。 が様子を観察していたこと 更を申し立てた。 べるようになったが、母親 1回目は最終的に2人で遊 家裁は「長男は1回目に 家裁は母親を除いた父親

親は2011年7月に離婚

父親と円滑な交流をした

が成立。調停条項は、福岡

すために拒否感を強めたと 母親に対する忠誠心を示 ことに強い罪悪感を抱き、

するのが合理的」と判断

なったことから、父親は12 で長男が面会を拒むように れた。しかし、母親の影響 会することなどが盛り込ま の父親が長男と月1回、面 養育(監護)者とし、県外 県に住む母親を親権がある

養育のために協力すべき枠

認定した。その上で「長男の

主な原因は母親の言動」と

し、「父親を強く拒絶する

組みを設定することが有 益」と指摘し、元妻が監護

ことを明らかにした点で評 理由に親権者を変更したの 交流を実施するよう決定に 者のまま、父親に親権を移 は初めてだろう。面会交流 が、子の利益のためである (家族法)は「面会拒否を 棚村政行·早稲田大教授 、月1回の父親との面会

価できる」と話した。